家族信託編

家族信託_⑦
～任意後見と家族信託_2～

（毎回の事例とテーマは関連がありません）

2025.3. 6

小川FP・行政書士事務所

小川　佳宏

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved

家族信託⑦　～任意後見と家族信託～

家族信託と任意後見の続きですが、やっぱり少し難しいですね。

そうですね。もう少し各論を見ていきましょう。私の理解はベースには任意後見契約があって、もし認知機能が低下した場合のいわば“頭の保険”のような制度が任意後見契約です。

”保険“ですか。

はい、なぜかというと、認知機能がしっかりして必要性がなければ、任意後見契約を発動する必要がないからです。発動すると裁判所の管轄で、監督人をつける必要がでてきます。そして監督人の費用も発生します。裁判所が専門職を選びます。

で、任意後見制度では誰が何をすることができるのですか。

委託する人が、普通はお父さんとしましょう、例えば長男さんにいろいろな行為の代理権を付与します。その範囲で本人に代わって法律行為や身上監護行為を行います。

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved

家族信託⑦　～任意後見と家族信託～

自分で決めれるのですか。

はい、そうです。元気なうちに任意後見人（例えば長男）を自分で選択して公正証書で契約書にしておきます。

家族信託と併用する理由やメリットは何ですか。

任意後見契約は、本人（＝委任者）の財産を減らす行為ができないので、たとえば賃貸アパートがある場合や、施設に入って空き家になった場合、自由に改築や処分ができないのですね。

そういうことが家族信託でできるのですね。

はい、そうです。任意後見で管理する財産から特別な目的のため信託財産にします。
比較表を作ってみました。一度、見ておいてください。法定後見制度はかなり使いずらく制度変更が議論されています。できれば現在の制度では避けた方がいいかもしれませんね。

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved

本日、是非、知っていただきたいこと

✓任意後見制度と家族信託は併用ができます。任意後見制度は健常である限り発動しなくてもよいので、いわば”頭の保険”のような存在です。

✓任意後見契約で自分が選択する人（例えば長男）を任意後見人にして公正証書契約にします。付与する代理権も自分で決めることができます。公証役場で契約書にします。

✓家族信託はベースに任意後見契約があって、そこから特別な目的がある場合、信託財産として別途、ご本人（＝委託者）とご家族のしっかりした人（＝受託者）とで信託契約を公正証書で作成します。

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved

事例6　　空き家対策

設定の背景、想い

目的：父の空き家を確実に売却し、存命中は父を援助したい。

◆父が施設に入居し、実家が空き家になっており、別居している長女は1－2年後に売却したい。
◆父の物忘れがひどくなってきて、売却時に判断能力があるか不安。

委託者
受益者

父

空き家

信託の設定

信託契約
（公正証書）

不動産の名義変更

受託者（清算受託者）

長女

不動産の管理処分権限
（信託監督人の同意要）

売却代金で父援助
（信託専用口座で管理）

信託監督人

父存命中は父の意向を、
死亡後は長女の売却の
同意ができる設定にする
（同意権）

受益者（父）死亡

信託の終了

長女

OR

父の存命中に契約終了したら父に財産帰属するようにする

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved

移行型任意後見契約と家族信託の関係性イメージ

家族信託は移行型任意後見契約を補完する制度と言えます。信託する目的が決まれば信託財産が決まります。
それ以外の資産を移行型任後見契約で管理します。死後、信託財産以外は遺言書で対応します。

家族信託　（受益者1⇒受益者２… 30年制限※）
（信託　＞（優先）　遺言）

→ **帰属権利者へ**
（親族や寄付先）

信託開始　　**財産管理**　　信託終了

事例　　：受益者連続、親なき後対策、共有問題対応、空き家や収不動産管理＆活用
対象資産例：収益不動産、非上場株式（事業承継対策）、現金

※　最初の信託開始から30年を経過後に新たに受益権を取得した受益者が死亡したとき

ピンピンコロリだと任意後見契約を発動する必要はなくなる。（”頭の保険”）

信託財産
（目的）

委任契約
（お元気）
委任契約開始

→ **（移行）**
「後見登記事項証明書」
認知能力低下

任意後見契約
（家裁が任意後見監督人を選定）
委任者死亡

→ **遺言書**
信託財産以外の遺産

→ **相続人・受遺者へ**
又は、遺贈寄付

遺産分割協議書

代理権目録

財産管理+身上監護

代理権目録

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved

家族信託、遺言、遺言信託、成年後見制度の比較をすると？

家族信託の方が後見制度に比較してより柔軟な設計が可能です。

行為	成年後見人	任意後見人	家族信託の 信託受託者
権限(財産管理、処分)	○ (全財産)	○ (一部/全部)	○ (一部/全部)
権限（法律行為の代理）	○ (取消権あり)	△ (有、取消権なし)	○ (契約の範囲内)
身上監護	○	○	× (通常の施設契約等は実務上は可能)
財産の運用、処分	× (本人財産の減少になるので不可)	× (本人財産の減少になるので不可)	○ (契約の範囲内で自由)
不動産の建替、売却	× (家裁許可、合理的理由が必要)	△ (監督人の同意事項が多い)	○ (契約の範囲内で自由)

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved

家族信託、遺言、遺言信託、成年後見制度の比較をすると？

信託契約に特別の方式、書式はなく法定の要式行為ではなありませんが、銀行の信託口口座開設には公正証書にする必要があります。

行為	成年後見人	任意後見人	家族信託の信託受託者
不要な買い物の取消し（訪問販売、通販）	○（取消権あり）	×（取消権なし）	△（取消権ないが信託財産と分離し損害は制限可）
本人死亡後の手続	△（死亡により終了、相続人に財産引継、死後事務委任契約は可）	△（同左）	○（信託設計次第で継続可能、むしろそれを想定した制度）
監督者、監督機関	×（後見監督人の監督あり、3~6月ごとに報告、家裁への定期報告有）	×（必須の任意後見監督人の監督、報告有）	○（必須ではないが、契約内で信託監督人をおける）
費用	×（信託財産によるが死亡までかかる。途中でやめれない）	△（監督人費用がかかる）	△（信託設定時に専門家費用が少なからず必要、ラニング費用は契約で任意）

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved

Thinking time !

家族信託と任意後見を少し理解してみましょう。

法定後見と任意後見

・成年後見制度には２種類あります。どういう制度でしょうか。

・成年後見制度、特に法定後見制度の利用者が少ないと言われています。どういう所が使いずらいと思いますか。

任意後見と家族信託

・貴方の任意後見制度に対する見方や使いやすさ、使いずらさはどこにありますか。

・貴方にとって、家族信託はどういう状況において利用できそうですか。又は、そのようなニーズを感じることはありますか。

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved

業務範囲　～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ライフプラニング

お金の将来を見えるようにします

◆贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆世代別セミナー

◆テーマ別セミナー

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved

詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ

https://www.fp-aichi-lcm.jp

インスタグラム

@FP_YOSHISAN

©2025　小川FP・行政書士事務所　あいちライフサイクルマネー, All rights reserved